



＜旅行事業者・宿泊事業者用マニュアル＞

実施期間①：令和4年**6月1日**（水）～令和4年**7月14日**（木）まで
（宿泊のみ令和4年7月15日（金）チェックアウト分まで）

実施期間②：令和4年**9月12日**（月）～令和4年**9月30日**（金）まで
（宿泊のみ令和4年10月1日（土）チェックアウト分まで）

クーポン付与



宿泊・旅行割引

**※新型コロナウイルス感染症の再拡大等、感染状況によって、
実施期間を変更または中止する場合があります**

大阪いらっしゃいキャンペーン2022事務局

コールセンターTEL：06-7167-6928

受付時間：10時～19時（土日祝も受付）

専用ホームページ：<https://osakairasshai.start.osaka-info.jp/>

<目次>

1. 事業概要

(1) 概要説明	 P2
(2) 事業全体図	 P3
(3) 宿泊・旅行割引額、付与クーポン額	 P4
(4) クーポン加盟店舗の参画要件	 P5
(5) クーポン（おおさかPAY）の使用対象とならないもの	 P6
(6) おおさかPAYについて	 P7～8

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務

(1) 参画要件・責務等	 P9～12
(2) 事務局からの案内物	 P13
(3) 対応フロー	 P14～34

3. 中継報告とフォローアップ

(

(

当項目については、
管理画面よりマニュアルをダウンロードし
ご確認ください。

4.

(

(

1. 事業概要 (1) 概要説明

キャンペーン名	大阪いっしょいキャンペーン2022
事業目的	大阪府域へ来訪・周遊する旅行者の観光消費の喚起、並びに旅行機運の醸成を図ることで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける大阪府内の観光関連事業者への支援とする。
事業内容	旅行事業者 ① 宿泊付きプラン 大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県のいずれかの府県内に事業所を有する旅行事業者が取扱う受注型企画旅行、募集型企画旅行、手配旅行で宿泊を伴うプランを利用する大阪府民、滋賀県民、京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民に対し、旅行代金の割引や本キャンペーンに参画する大阪府内のクーポン加盟店舗（以下、「加盟店舗」という。）でのみ利用可能な有効期限（※1）のあるクーポン（※2）であるキャッシュレスポイント（おおさかPAY）を還元する。 ※1 旅行開始日から1週間又は本キャンペーン期間最終日翌日のいずれか早い日付まで有効。 なお連泊の場合、2泊目に付与されるクーポンも旅行開始日から1週間又は本キャンペーン期間最終日翌日のいずれか早い日付まで有効。 （例）令和4年6月1日(水)～1泊2日利用の場合、有効期限を令和4年6月8日(水)とする。 令和4年6月1日(水)～2泊3日利用の場合、6月2日(木)宿泊分に付与されるクーポンの有効期限も令和4年6月8日(水)とする。 ※2 旅行代金に応じてクーポン金額は変動 ② 日帰り周遊プラン 大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県のいずれかの府県内に事業所を有する旅行事業者が造成する交通事業者（公共交通機関（※1）及びメーター運送のタクシー利用（※2）を除く）を活用した受注型企画旅行、募集型企画旅行を利用する大阪府民、滋賀県民、京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民に対し、旅行代金の割引や加盟店舗でのみ利用可能な有効期限（※3）のあるクーポン（※4）であるキャッシュレスポイント（おおさかPAY）を還元する。 ※1 鉄道、路線バスのように予め発着時間が決められている交通機関 ※2 予め手配した時間貸し運送又は貸切運送のタクシー利用は活用可とする ※3 旅行開始日から1週間又は本キャンペーン期間最終日翌日のいずれか早い日付まで有効。 （例）令和4年6月1日(水)日帰り利用の場合、有効期限を令和4年6月8日(水)とする。 ※4 旅行代金に応じてクーポン金額は変動
	宿泊事業者 大阪府内宿泊事業者が提供する宿泊プランや日帰りプランを利用する大阪府民、滋賀県民、京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民に対し、宿泊（利用）代金の割引や本キャンペーンに参画する大阪府内のクーポン加盟店舗（以下、「加盟店舗」という。）でのみ利用可能な有効期限（※1）のあるクーポン（※2）であるキャッシュレスポイント（おおさかPAY）を還元する。 ※1 宿泊（利用）開始日から1週間又はキャンペーン期間最終日翌日のいずれか早い日付まで有効。 なお連泊の場合、2泊目に付与されるクーポンも宿泊（利用）開始日から1週間又はキャンペーン期間最終日翌日のいずれか早い日付まで有効。 ※2 宿泊（利用）代金に応じてクーポン金額は変動
	① 宿泊付きプラン 実施期間①令和4年6月1日(水)から令和4年7月14日(木)宿泊分(令和4年7月15日(金)チェックアウト分)、 実施期間②令和4年9月12日(月)から令和4年9月30日(金)宿泊分(令和4年10月1日(土)チェックアウト分)までを対象とする。 ② 日帰り周遊プラン 実施期間①令和4年6月1日(水)から令和4年7月14日(木)、 実施期間②令和4年9月12日(月)から令和4年9月30日(金)帰着の旅行を対象とする。 ※実施期間中でも事業予算額に達した際は終了とする。 ※新型コロナウイルス感染症拡大等に伴う外出自粛の命令等があった場合、事業の中止や期間の変更を行う場合があり、それに伴う一切の費用は事業者の負担となることに同意のうえ参画すること。
対象者	下記①②をいずれも満たすこと ①大阪府民、滋賀県民、京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民 ②ワクチン接種歴（3回）又はPCR検査等(※)で陰性であることが確認できた方 ※PCR検査の他、抗原（定量・定性）検査が対象 ※詳細については、本キャンペーンサイトの「キャンペーンにおけるワクチン接種歴等の確認について」を参照 (https://osakairasshai.start.osaka-info.jp/vaccine/)

1. 事業概要 (2) 事業全体図



利用者

- ・大阪府民、滋賀県民、京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民
- ・ワクチン接種歴(3回)又はPCR検査等で陰性であること確認できた方

旅行プラン又は宿泊プランを予約

旅行事業者／宿泊事業者

宿泊（旅行）代金が1人1泊（回）当たり2,000円（税込）以上の下記事業者が造成するプラン

【旅行事業者が造成】

- ・宿泊付きプラン
- ・日帰り周遊プラン



または

【宿泊事業者が造成】

- ・宿泊プラン
- ・日帰りプラン



旅行事業者／宿泊事業者

①宿泊・旅行割引

<宿泊・旅行割引>

1人1泊（回）につき旅行・宿泊(利用)代金の1/2割引（割引額上限は5,000円）

※最大2連泊まで

②クーポン（おおさかPAY）の発行

<クーポン付与>

1人1泊（回）につき最大2,000円のクーポン付与

※旅行開始日から1週間又は本キャンペーン期間

最終日翌日のいずれか早い日付まで有効。

※なお連泊の場合、2泊目に付与されるクーポンも旅行開始日から1週間又はキャンペーン期間最終日翌日のいずれか早い日付まで有効。

利用者

クーポン受取・現地確認実施（旅行・宿泊当日）

旅行事業者

宿泊付き・日帰り周遊プラン共通

添乗員/幹旋員が当日にお渡しする
又は
事前に旅行参加者の代表者にお渡しする

宿泊事業者（OTA経由の予約含む）

宿泊・日帰りプラン共通

宿泊事業者がチェックイン時にお渡しする

※当日現地での実施項目

1. 健康管理チェック
2. キャンペーン参加同意書の回収
3. クーポンの付与



クーポン加盟店舗にてお買い物
（おおさかPAY利用）

クーポン加盟店舗

<観光関連事業者>

（一例）



（飲食店）（小売店）（観光施設）（交通）

※日常使いとなりえる業態の店舗は対象外

キャンペーン
事務局

実績に応じて支払い

利用実績の報告

実績に応じて支払い

1. 事業概要 (3) 宿泊・旅行割引額、付与クーポン額

実施期間①: 令和4年6月1日(水) ～ 令和4年7月14日(木)まで
(宿泊のみ令和4年7月15日(金)チェックアウト分まで)

実施期間②: 令和4年9月12日(月) ～ 令和4年9月30日(金)まで
(宿泊のみ令和4年10月1日(土)チェックアウト分まで)

旅行・宿泊(利用)代金(税込) 一人/泊(回)あたり ※1 ※2 ※3 ※4	宿泊・旅行割引(税込)	付与クーポン額
10,000円以上	5,000円	2,000円クーポン
9,000円～9,999円	4,500円	2,000円クーポン
8,000円～8,999円	4,000円	2,000円クーポン
7,000円～7,999円	3,500円	2,000円クーポン
6,000円～6,999円	3,000円	2,000円クーポン
5,000円～5,999円	2,500円	2,000円クーポン
4,000円～4,999円	2,000円	1,500円クーポン
3,000円～3,999円	1,500円	1,000円クーポン
2,000円～2,999円	1,000円	500円クーポン

※1 税金には消費税、入湯税、宿泊税を含む

※2 手配旅行の場合、取扱料金を含めた金額を割引前料金の基準とする

※3 日帰りの場合は一人当たりの旅行(利用)代金

※4 販売元(OTA含む)が提供するポイントサービスや、株主優待券、企業の福利厚生の割引券や互助組合などで利用される補助金などの各種割引の利用が予め確認ができる場合、その割引適用後の旅行代金

例) 旅行代金(大人) 9,000円×2名と

旅行代金(小人) 4,500円×2名の場合(割引前代金合計27,000円)

宿泊・旅行割引

➡ **【大人】 4,500円の割引(×2名)**
【小人】 2,000円の割引(×2名)
割引合計: 13,000円

クーポン付与

➡ **【大人】 2,000円(×2名)**
【小人】 1,500円(×2名)
クーポン付与合計: 7,000円分

27,000円の旅行代金(割引前)に対し、13,000円の割引と7,000円分のクーポン付与により、実質7,000円の負担!

1. 事業概要 (4) クーポン加盟店舗の参画要件

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける大阪府内の観光関連事業者詳細は下記（１）及び（２）を参照

（１）該当する事業者

下記①に該当する事業者は大阪府発行の「ゴールドステッカー」の認証店であること
 下記②～⑭に該当する事業者は大阪府発行の「ブルーステッカー」の取得店であること

業種	例示
①飲食店	レストラン、喫茶、ファストフード、居酒屋、フードコート等
②小売店	道の駅、サービスエリア売店、土産物店、弁当屋、フードデリバリー、持ち帰り専門店等 ※イトインが併設の場合、「クーポン利用を持ち帰りに限る」
③鉄道・バス	鉄道、路線バス、空港リムジンバス等
④海上運送	観光船、遊覧船等
⑤航空運送	遊覧飛行等
⑥レンタカー	レンタカー等
⑦観光施設	テーマパーク、遊園地、動物園、温泉施設、水族館、観光農園、キャンプ場等
⑧体験型アクティビティ	乗馬、陶芸体験、アスレチック、カヌー、カヤック、パラグライダー、レンタサイクル等
⑨スポーツ観戦	野球、サッカー、ラグビー等
⑩劇場、観覧場、映画館、演劇場	伝統芸能公演等
⑪文化施設	美術館、博物館
⑫タクシー	タクシー、ハイヤー等
⑬旅館・ホテル・旅行事業者 ※	宿泊施設におけるオプションツアー、アクティビティ、追加飲み物代等 ※クーポン付与又は割引対象となっている旅行代金・宿泊代金自体に関する支払い及び旅行代金・宿泊代金に関わる追加費用（部屋のアップグレード代金、レイトチェックアウト代金等）の支払いは除く
⑭その他	

（２）対象外の事業者

- ① 日常使いとなりえる業態の店舗（コンビニ、スーパー、遊興施設、物流、フィットネス、スポーツ場、薬局、アパレル販売、駐車場等）
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の許可・届出の対象となる営業を営む店舗（キャバレー、キャバクラ、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、パブ、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス等）
- ③ 国及び地方公共団体が直接管理・運営する施設
- ④ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ⑤ 次頁記載の「クーポン（おおさかPAY）の使用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員として又は実質的に経営に関与している事業者
- ⑦ 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用している事業者
- ⑧ 暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益の供与を行っている事業者
- ⑨ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる事業者
- ⑩ その他、本事業の目的に照らして、不適当と事務局が判断する事業者

※ただし、主として観光客を対象に営業する施設であり、事務局による事前の承諾を受けた場合は、対象事業者とすることができる。

旅行・宿泊事業者がクーポン加盟店舗となるには、別途クーポン加盟店舗の事業者登録が必要となります。キャンペーンサイトよりご登録ください。

<https://osakairasshai.start.osaka-info.jp/jigyousya/>

1. 事業概要 (5) クーポン（おおさかPAY）の使用対象とならないもの

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける大阪府内の観光関連事業者への支援という制度趣旨に鑑み、以下の商品・サービス等については おおさかPAYの使用対象としない。

- | |
|--|
| ①出資や税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等債務の支払い |
| ②有価証券、金券、その他商品券（ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、コンビニで金券として利用できる引換券）等の換金性の高いものの購入 |
| ③土地・家屋購入、家賃、地代、駐車料等の不動産に関わる支払い |
| ④現金との換金、金融機関への預け入れ |
| ⑤風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第2条に規定する営業に係る支払い |
| ⑥特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの |
| ⑦クーポン付与又は割引対象となっている旅行代金及び宿泊代金自体に関する支払い |
| ⑧旅行代金及び宿泊代金に関わる追加費用（部屋のアップグレード代金、レイトチェックアウト代金等）の支払い |
| ⑨クーポンを利用するサービス等が大阪府内で完結しないもの |
| ⑩その他、事務局がおおさかPAYの使用対象として適当と認めないもの |

クーポン加盟店舗の登録事業者であっても、上記品目の決済についてはクーポン利用の対象外となります。

1. 事業概要 (6) おおさかPAYについて

region PAY
(親アプリ)



おおさかPAY
(ミニアプリ)



(イメージ)

【おおさかPAYとは】

regionPAY (※) のアプリを活用し、
加盟店舗でのみ利用可能
(有効期限は、旅行開始日から1週間又は
本キャンペーン期間最終日翌日のいずれか
早い日付まで)

※ regionPAY (リージョンペイ)
各自治体の消費活動に寄与できる独自ポイン
トを付与・使用するために開発された決
済アプリ。

【クーポン加盟店舗事業者 (管理者)】
WEBブラウザから管理画面へアクセス、
必要な管理機能の使用が可能

【ユーザー】
いっしょいキャンペーンにて付与された
クーポン (QR) をアプリで読み取った上
で決済を行うことが可能



管理画面等
対応ブラウザ

Windows11 : Microsoft Edge / Google Chrome / Firefox
(いずれも最新)
Mac OS Version12.3.1以上 : Safari / Google Chrome / Firefox
(いずれも最新)
iPhone OS Version15.4.1以上 : Safari (最新)
Android OS Version12以上 : Google Chrome (最新)
※Internet Explorerは推奨しておりません。

アプリ対象
OSバージョン

iOS 12.4以上
Android OS 6.0以上

1. 事業概要 (6) おおさかPAYについて

●おおさかPAY 利用イメージ (利用者) (アプリダウンロード～キャッシュレスポイントチャージまで)

一度アプリにチャージすると、紙クーポンでのご利用は出来ません。

利用者

1. 旅行・宿泊事業者等よりクーポン (QR) を受取



おおさかPAYキャッシュレスポイント読み込み用QR

region PAYアプリダウンロード用QR

2. アプリDL



※初回は新規登録

3. ログイン



4. おおさかPAY 選択



5. QR読取 (もしくはコード番号入力)



6. チャージ完了



2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（1）参画要件・責務等

本キャンペーンへの参画要件

旅行事業者

- (1) 大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県のいずれかの府県内に本社又は営業所を有する旅行業登録のある法人又は個人であり、第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業、旅行業者代理業の登録をしている者。
 なお、OTA（※）事業者に関しては宿泊事業者向け募集要項をご確認の上、対象となる宿泊商品の要件をご確認下さい（旅行事業者登録を行う必要はない）。
 ※OTAとは、インターネット上で取引を行う旅行会社のこと。
- (2) 大阪府内に本社又は営業所を有する旅行業登録のある法人又は個人については、大阪府が発行する「感染防止宣言ステッカー（ブルーステッカー）」の登録を行い、当該ステッカーを施設内の見やすい所に掲出している施設。ただし、事業所内で対面での販売を行わない店舗は推奨とする。
 なお、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県のいずれかの府県内に本社又は営業所を有する旅行業登録のある法人又は個人については、「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」に基づく感染防止対策を行っている事業者であることを条件とする。

宿泊事業者

- (1) 大阪府内に所在する旅館、ホテル、簡易宿所及び民泊施設であり、以下のいずれかに該当する施設を対象とする。
 - ①旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて、第2条第2項から第3項の営業を行っている施設
 - ②国家戦略特別区域法第13条第1項の規定により、特定認定を受けた国家戦略特別区域外国人滞在施設（いわゆる「特区民泊」）
 - ③住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をして、住宅宿泊事業を営む施設（いわゆる「新法民泊」）
 ※ただし、以下の施設は除きます。
 - ・国及び地方公共団体が管理又は運営する施設
 - ・宗教法人が管理又は運営する施設
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に掲げる「店舗型性風俗特殊営業」を行っている施設
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の許可・届出の対象となる営業を営む施設及びその他、本事業の目的に照らして、不適当と事務局が判断する施設
- (2) 大阪府が発行する「感染防止宣言ステッカー（ブルーステッカー）」の登録を行い、当該ステッカーを施設内の見やすい所に掲出している施設

旅行事業者

宿泊事業者

- (3) 利用者にQR付きのクーポン券を発行し手交する必要があるため、PC環境及びプリンターの準備があること。
- (4) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当するものであってはならない。
 - ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員として又は実質的に経営に関与している事業者
 - ②自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用している事業者
 - ③暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益の供与を行っている事業者
 - ④暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる事業者
 - ⑤その他、本事業の目的に照らして、不適当と事務局が判断する事業者
- (5) 政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、業種ごとに策定された「感染拡大予防ガイドライン」を実践するなど、自主的な感染防止のための取組みを進め、旅行者が安心して旅行に参加できる環境整備に努めること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症拡大等に伴う外出自粛の要請等があった場合、事業の中止や期間の変更を行う場合があり、それに伴う一切の費用は事業者の負担となることに同意のうえ参画すること。

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（1）参画要件・責務等

旅行事業者

旅行事業者の責務等

- (1) 本マニュアルに基づき、クーポンの発行及び精算業務等を行う。
※クーポンはregionPAY管理画面より出力が可能。
- (2) 利用者へのクーポン等の発行及び手交については、下記のとおり実施すること。
※対象プラン利用者以外の方に発行・手交しないこと。万が一、誤って発行等した場合は発行した額について費用の負担を求める。
※旅行代金に応じたクーポンを発行し、下記のいずれかの方法により旅行参加者へ手交すること。
 - ・添乗員又は幹旋員が当日持参し、旅行参加者へ手交する。
 - ・旅行当日までに旅行参加者の代表者へ手交等を行い、旅行当日に旅行参加者の代表者から参加者へ手交する。
- (3) 運転免許証、保険証等の住所が確認できる書類により、旅行参加者が大阪府民、滋賀県民、京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民のいずれかであることを確認すること。
- (4) 旅行参加者の代表者から参加者全員分の同意書（キャンペーン規約・新しい旅のエチケットの遵守・健康管理チェック・クーポンの受領）を回収し、厳正に保管のうえ、事務局へ提出すること。
- (5) 観光庁の定める「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」を遵守すること。
（なお、本キャンペーンにおけるワクチン接種条件の詳細については、本キャンペーンサイトの「キャンペーンにおけるワクチン接種歴等の確認について」を参照し遵守すること）
<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001442240.pdf>
- (6) ワクチン接種歴等について別途事務局が定める方法により確認を行うこと。
- (7) 旅行のキャンセルが発生した場合は、速やかにクーポンの取り消しを行うこと。
当日旅行に参加した方のみクーポンを付与すること。
- (8) 実績報告については15日締め及び月末締めにて、所定の実績報告書にて事務局に報告すること。
併せて、本マニュアルに基づき、旅行内容及び参加人員確認のための書類を提出すること。
- (9) 実績報告書等の内容に疑義があり、事務局より追加書類（※）の提出依頼や、立ち入り調査等を求められた場合、事業者はそれに応じること。
※プラン内での利用施設や交通事業者等への「支払い実績がわかる書類」や、
「事前手配の確認ができる書面」等
※利用者と旅行事業者間の契約書面や支払い履歴が分かる書面等
- (10) 本キャンペーンの対象となる宿泊付き・日帰り周遊プランを造成した担当者本人による、当該プランの利用は認めない。また、旅行事業者が回収する同意書において、事業者担当者名と利用者名が同一であってはならない。
- (11) 事務局より提供のあったキャンペーンロゴ、又はビジュアルについては本キャンペーン対象プランの告知以外には使用しないこと。
- (12) 当事業に従事する従業員に本マニュアルに記載の内容を周知すること。
- (13) 本キャンペーン終了後、事務局よりアンケートへの協力依頼がある際はそれに応じること。
- (14) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。
- (15) 不正利用の疑義が発生した利用者の個人情報等について、事務局より情報提供を求められた場合、事業者はそれに応じること。
- (16) その他、クーポン取り扱い等本キャンペーン全般について、事務局の指示を遵守すること。

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（1）参画要件・責務等

宿泊事業者

宿泊事業者の責務等

- (1) 本マニュアルに基づき、対象の宿泊（日帰り）プランの予約を受け付けた際に対象人数分のクーポンを発行し予め確保する。
※クーポンはregionPAY管理画面より出力が可能。
- (2) 利用者へのクーポン等の発行及び手交については、下記のとおり実施すること。
※対象プラン利用者以外の方に発行・手交しないこと。万が一、誤って発行等した場合は発行した額について費用の負担を求める。
宿泊施設への直接の予約及びOTA経由の予約に関してクーポン等を発行し、利用者へチェックイン時に対面で手交すること。
(旅行事業者経由の予約に関しては、旅行事業者等が事前にクーポン及び同意書を利用者へ手交している為、宿泊事業者による配布は不要。)
- (3) チェックイン時に運転免許証又は保険証等の住所が確認できる書類により、利用者が大阪府民、滋賀県民、京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民のいずれかであることを確認すること。また、利用者全員の同意（キャンペーン規約・新しい旅のエチケットの遵守・健康管理チェック・クーポンの受領）の回収を行うこと。
- (4) (3) で回収した書類は厳正に保管し、事務局へ提出すること。
- (5) 観光庁の定める「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」を遵守すること。
(なお、本キャンペーンにおけるワクチン接種条件の詳細については、本キャンペーンサイトの「キャンペーンにおけるワクチン接種歴等の確認について」を参照し遵守すること)
<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001442240.pdf>
- (6) ワクチン接種歴等について別途事務局が定める方法により確認すること。
- (7) 予約のキャンセルが発生した場合は、速やかにクーポンの取り消しを行うこと。
- (8) 実績報告については15日締め及び月末締めにて、所定の実績報告書にて事務局に報告すること。
併せて、本マニュアルに基づき、宿泊内容及び宿泊人員確認のための書類を提出すること。
- (9) 実績報告書等の内容に疑義があり、事務局より追加書類の提出依頼や、立ち入り調査等を求められた場合、事業者はそれに応じること。
- (10) 本キャンペーンの対象となる宿泊・日帰りプランを造成した担当者本人による、当該プランの利用は認めない。また、宿泊事業者が回収する同意書において、事業者担当者名と利用者名が同一であってはならない。
- (11) 事務局より提供のあったキャンペーンロゴ、又はビジュアルについては本キャンペーン対象プランの告知以外には使用しないこと。
- (12) 当事業に従事する従業員に本マニュアルに記載の内容を周知すること。
- (13) 本キャンペーン終了後、事務局よりアンケートへの協力依頼がある際はそれに応じること。
- (14) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。
- (15) 不正利用の疑義が発生した利用者の個人情報等について、事務局より情報提供を求められた場合、事業者はそれに応じること。
- (16) その他、クーポン取り扱い等本キャンペーン全般について、事務局の指示を遵守すること。

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（1）参画要件・責務等

旅行事業者

宿泊事業者

不正利用等（旅行事業者・宿泊事業者共通）

本キャンペーンにおいては、一切の不正な行為は許されない。不正を行った旅行事業者及び宿泊事業者については、その実績の一部又は全部が本キャンペーンの対象外となり、既に利用されたクーポンの額を負担しなければならない。また、事業者登録の取消し及び法的措置の対象とする。

なお、本キャンペーンの利用に関する事業者と利用者間に生ずるトラブルについて、事務局は一切責任を負わない。

- （1）一つの旅行を故意に分割し、本キャンペーン特典を複数回受けること。
- （2）偽って対象事業者として登録、対象プランの申込データの加工、クーポンの発行等を行うこと。
- （3）利用実態と異なった内容又は利用実態のない実績報告を行うこと。
- （4）おおさかPAYの不正利用（自己取引・架空取引等）を行うこと。
- （5）詐欺等の犯罪に結びつく行為。
- （6）その他、本キャンペーン事務局が不適当と判断した行為。

その他（旅行事業者・宿泊事業者共通）

- （1）募集要項に記載のない事項若しくは定めのない事項に関しては、事務局がその対応を決定する。
- （2）旅行事業者・宿泊施設の情報（旅行事業者名・宿泊施設名、所在地、電話番号等）は、本キャンペーンサイトで広報を行う。
- （3）国や大阪府・大阪市の方針等によって、内容が変更される可能性がある。
- （4）加盟申請の際に取得した個人情報については、下記以外の目的では使用しない。
 - ①本事業に関すること
 - ②今後、大阪府・大阪市が同種の事業（消費喚起、観光産業活性化）を検討又は実施する場合の情報提供
 - ③大阪観光局が実施する観光事業のご案内（賛助会員・コロナリカバリーキャンペーン）

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（2）事務局からの案内物

事業者登録完了後、事務局から下記内容についてのご案内があります。

① I D・PW（パスワード）

regionPAY 管理画面へのアクセス用

- ・ I D
- ・ PW

※加盟登録時に、親（本社・本部）＋子（店舗）で登録の場合、店舗ごとに付与されます。

② 旅行事業者・宿泊事業者用マニュアル（本書面）

③ region PAY 管理画面マニュアル

第四稿

旅行事業者・宿泊事業者
関係者外厳秘

**大阪
いらしやい
キャンペーン2022**
2022.9.12日・9.30日
大阪・富山・京都・奈良・奈良・奈良・奈良
の各府県

＜旅行事業者・宿泊事業者用マニュアル＞

実施期間①：令和4年6月1日（水）～令和4年7月14日（木）まで
（宿泊のみ令和4年7月15日（金）チェックアウト分まで）

実施期間②：令和4年9月12日（月）～令和4年9月30日（金）まで
（宿泊のみ令和4年10月1日（土）チェックアウト分まで）

クーポン付与 + 宿泊・旅行割引

※新型コロナウイルス感染症の再拡大等、感染状況によって、
実施期間を変更または中止する場合があります

大阪いらしやいキャンペーン2022事務局
コールセンターTEL：06-7167-6928
受付時間：10時～19時（土日祝も受付）
専用ホームページ：https://osakairasshai.start.osaka-info.jp/

旅行・宿泊事業者
マニュアル

region PAY × おおさかPAY
旅行・宿泊事業者用管理画面マニュアル
2022.5.22 ver.1.03

Confidential

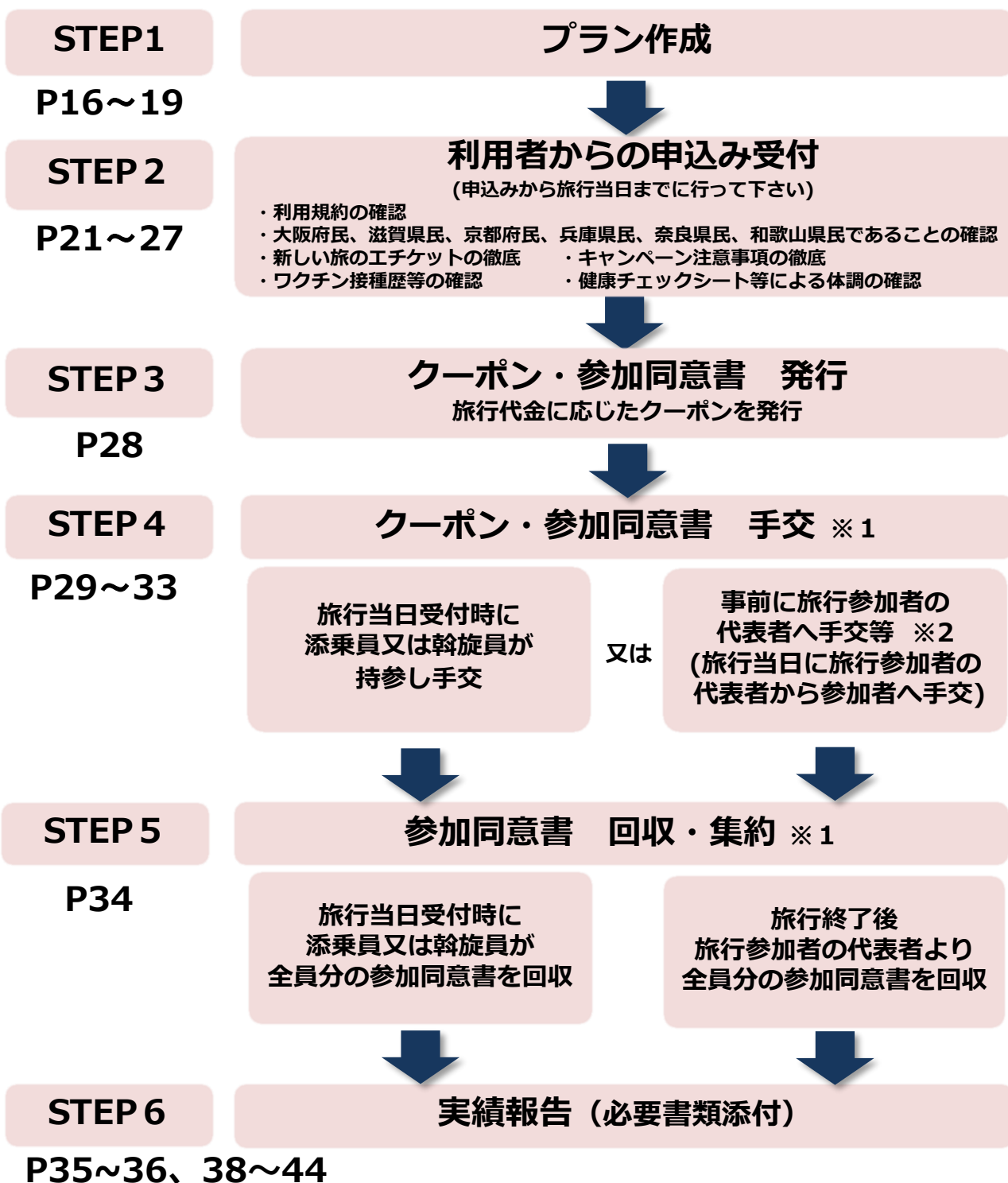
※仕様は変更になる可能性があります。

②③についてはregionPAY管理画面から
ダウンロードをお願いします

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

旅行事業者の対応フローは下記手順となります。

旅行事業者（宿泊付きプラン・日帰り周遊プラン）



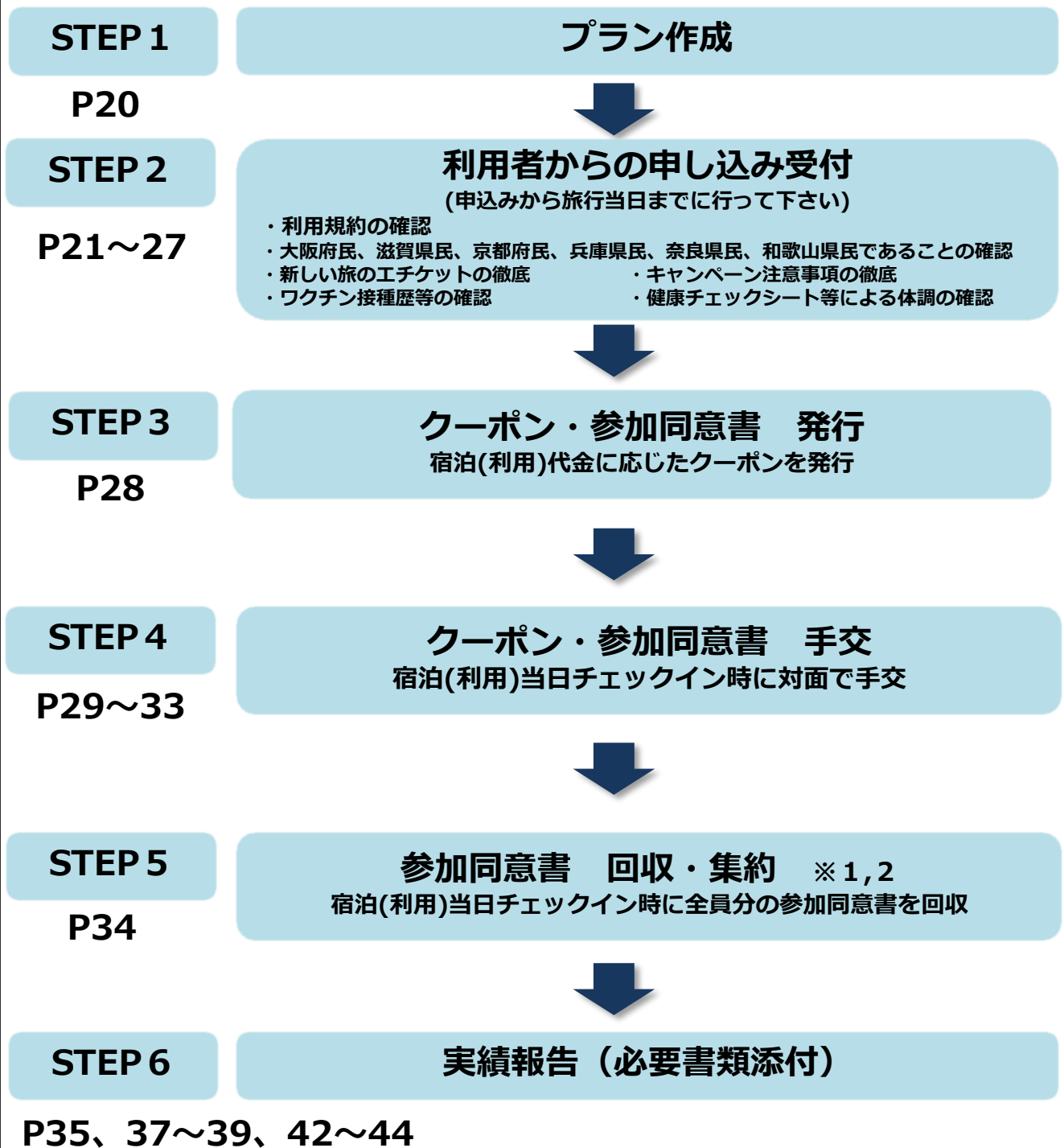
※1 宿泊付きプランも旅行事業者が利用者へクーポン・参加同意書の手交・回収を行ってください。（宿泊事業者への手交・回収依頼は不要）

※2 事前にクーポン・参加同意書を手交等する場合は、トラブル防止の為、利用方法について旅行参加者の代表者へ周知を徹底ください。

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

宿泊事業者の対応フローは下記手順となります。

宿泊事業者（宿泊プラン・日帰りプラン）※OTA経由の予約含む



※1 旅行事業者経由の予約について・・・

宿泊事業者によるクーポン・参加同意書の手交・回収は不要です。
（旅行事業者が手交・回収を行います）

※2 OTA経由の予約について・・・

宿泊事業者が利用者へクーポン・参加同意書の手交・回収を行ってください。

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

STEP1

旅行事業者

プラン作成（条件・注意点）

下記①～⑧をご確認のうえ、プランを作成してください。

① キャンペーン 名の明記	プラン名称に本キャンペーン名「大阪いっしょい2022」を入れるとともに、利用者へ本キャンペーンの対象商品であることを分かりやすく明示すること。
② 代金設定	- 一人当たりの旅行代金として設定できるプランであること。 ※割引前と割引後の旅行代金を明確に記載すること - 一人一泊（一回）当たり2,000円(税込)以上のプランであること。
③ 旅行プラン の条件	<u>1. 宿泊付きプラン</u> - 大阪府内の本キャンペーンに参画している宿泊施設を利用するプランであること。なお利用者が現住所としている宿泊施設の利用については、本キャンペーンの対象外とする。 ※参画宿泊施設については本キャンペーンサイト参照 - 大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県以外を含まない旅行行程であること。 - 連泊の場合は2泊までを対象とする。 2連泊で宿泊地が異なる府県となる場合は、宿泊地が大阪の部分のみキャンペーンの対象とする（ただし交通手段を含む旅行など旅行代金を明確に分割できない場合は対象外とする）。 <u>2. 日帰り周遊プラン</u> - 交通事業者（公共交通機関(※1)及びメーター運送のタクシー利用(※2)を除く)を利用したプランであること。 ※1 鉄道、路線バスのように予め発着時間が決められている交通機関 ※2 予め手配した時間貸し運送又は貸切運送のタクシー利用は活用可とする - 大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県以外を含まない旅行行程であること。 - 大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県のいずれかの府県発着で、大阪府を主たる目的地とした旅行であること。
④ 重複割引 について	- 販売元（OTA含む）が提供するポイントサービスや、株主優待券、企業の福利厚生の割引券や互助組合などで利用される補助金など各種割引の利用が予め確認できる場合、その割引適用後の旅行代金を本キャンペーンの対象基準金額とする。 【例】8,500円の宿泊プランに対し、利用者が3,000円相当のホテルポイントを支払い時に利用する場合、$8,500円 - 3,000円 = 「5,500円」$ がキャンペーン対象金額となり、宿泊・旅行割引2,500円と付与クーポン2,000円となる
⑤ 利用回数	- 利用回数の制限は無し。 - ただし本キャンペーンの対象となるプランについては、同一日に複数回の利用は不可とする。
⑥ 各種利用券付 きプランにつ いて	- 各種利用券付プランを設定する場合は下記を条件とする。 ①各種利用券が旅行期間中のみ有効であり、かつ換金性がないこと。 ②各種利用券の付与可能な上限額は、旅行代金から割引額とクーポン付与額を差し引いた金額を上回らない金額とする。また、各種利用券を付与した後、旅行代金が「実質無料」や「ゼロ円以下」を謳うことは不可とする。 ③各種利用券の対象施設については下記を参照しプラン設定すること。 ◆クーポン加盟店舗を推奨とする。 ◆業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守している施設であること。
⑦ 代金に含めら れないもの	- 金券類などの換金性の高いもの ※QUOカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券など - 旅行開始後に発生する追加手配に伴う代金 - その他、事務局が対象商品として適切でないと判断するもの
⑧ その他	- 風俗営業法の許可を受けている施設をプランに利用することは不可とする。 - ただし、主として観光客を対象に営業する施設であり、事務局による事前の承諾を受けている場合は、その施設をプランに利用することができる。 - 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）、旅行業法等の法令や公序良俗に反しないもの。 ※お土産付きプランに関しては、景品表示法の条件内であれば設定可能。なお総付景品は取引価格(割引後の旅行代金)の20%を限度とする。各種特典を付与した後、旅行代金が「実質無料」や「ゼロ円以下」となる表現の商品設定は不可。

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

STEP1

旅行事業者

プラン作成（日程表作成）

下記内容をご参照のうえ、プランを作成してください。

<ご留意点>

- ・本キャンペーン名の記載 **①<必須>**
- ・宿泊付きプランの場合：大阪府内の宿泊施設を利用、大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県以外を含まない旅行行程であること。
2連泊で宿泊地が異なる府県となる場合は、宿泊地が大阪の部分のみキャンペーンの対象とする。（ただし交通手段を含む旅行など旅行代金を明確に分割できない場合は対象外とする。） **②<必須>**
- ・日帰り周遊プランの場合：交通事業者名の記載 **③<必須>**
大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県以外を含まない旅行行程で、大阪府を主たる目的地とした旅行であること。 **④<必須>**
- ・当日の確認項目が明記されていること <推奨>
- ・クーポン加盟店舗へのショッピング立寄り <推奨>

<作成例>
宿泊付きプラン

実績報告時に日程表の提出が必要となります。

大阪●●産業 様

大阪●●旅行社

日程：2022年6月1日（水）～6月2日（木）1泊2日 添乗員1名

- ①**・大阪いっしょいっしょ2022 対象プラン
・集合時におおさかPAYクーポンを配布します

※当日は出発までに以下を実施します
1. キャンペーン参加同意書の記入
2. 添乗員による検温（体調確認）

②<1日目>

大津駅（集合） ===== 京都・二条城（入場） ===== 大阪市内（泊）
14:00 15:00 16:00 17:00頃

*ご宿泊…大阪●●ホテル

住所：大阪府大阪市●●区●●

<2日目>

ホテル ===== 神戸・六甲山（見学・昼食） ===== 大津駅（解散）
9:00 11:00 15:00 17:30頃

<作成例>
日帰り周遊プラン

実績報告時に日程表の提出が必要となります。

●●町自治会 様

▲▲大阪ツーリスト

日程：2022年6月1日（水）日帰り 添乗員なし

- ①**・大阪いっしょいっしょ2022 対象プラン
③・利用バス会社：●●観光バス

※当日は出発までにキャンペーン参加同意書を旅行代表者様に提出してください。
参加同意書回収後、旅行代表者から参加者へおおさかPAYクーポンが手交されます。

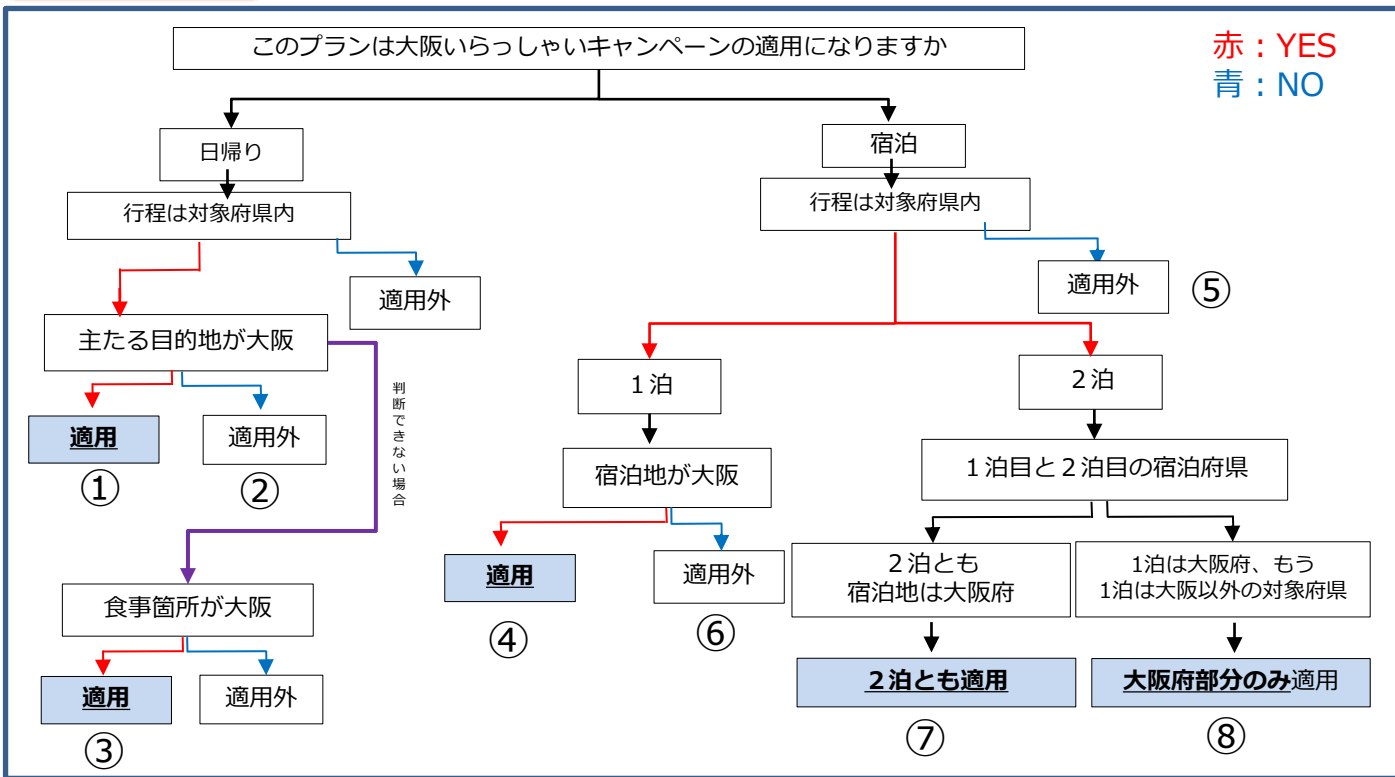
④三宮駅（集合） ===== 大阪市立美術館（見学） =====
9:30 10:30 11:30

==== 万博記念公園（入場・昼食） ==== クーポン加盟店舗（買物） ==== 三宮駅（解散）
12:00 15:00 15:45 16:30 17:30頃

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

STEP1

プランの作成 対象・対象外ツアーについて



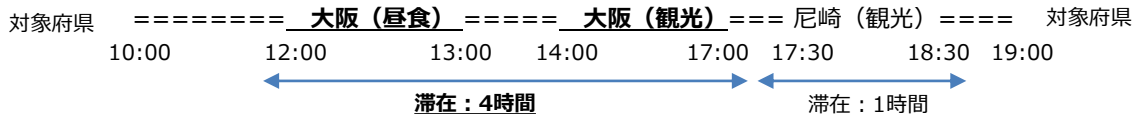
※全てのプランにおいて「対象府県内の旅行行程」であることがキャンペーンの対象条件です。

※対象府県=大阪府・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県

=キャンペーン対象部分

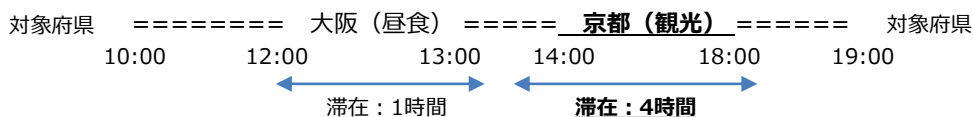
【日帰り周遊プランの場合】

①主たる目的地（=滞在時間が一番長い）が大阪である。 ⇒ 対象

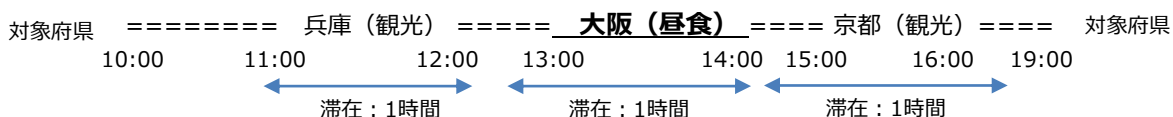


②主たる目的地（=滞在時間が一番長い）が大阪府以外の対象府県である。

⇒大阪いっしょいキャンペーン対象外



③主たる目的地の判断が難しい場合（※昼食又は夕食地で判断する） ⇒ 大阪府にて昼食のため対象



2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

STEP1

プランの作成 対象・対象外ツアーについて

【1泊2日プランの場合】

④宿泊地が大阪 ⇒ プラン全体が**対象**

【1日目】 対象府県 ===== 対象府県（昼食・観光）===== <u>大阪（宿泊）</u> 10:00 12:00 17:00 19:00	【2日目】 ホテル === 対象府県（昼食・観光）=== 対象府県 10:00 11:00 15:00 16:00
---	---

⑤宿泊地は大阪だが 周遊が対象府県外 ⇒ 対象外

【1日目】 対象府県 ===== <u>三重（昼食・観光）</u> ===== 大阪（宿泊） 10:00 12:00 17:00 19:00	【2日目】 ホテル === <u>三重（昼食・観光）</u> === 対象府県 10:00 11:00 15:00 16:00
--	---

⑥宿泊地が大阪以外の対象府県 ⇒ 対象外

【1日目】 対象府県 === 大阪（昼食・観光）== <u>大阪以外の対象府県（宿泊）</u> 10:00 12:00 17:00 19:00	【2日目】 ホテル === 大阪（昼食・観光）=== 対象府県 10:00 11:00 15:00 16:00
---	---

【2泊3日プランの場合】

⑦2泊とも大阪の場合 ⇒ プラン全体が**対象**

【1日目】 対象府県 === 対象府県（昼食・観光）===== <u>大阪（宿泊）</u> 10:00 12:00 17:00 19:00	【2日目】 ホテル === 対象府県（昼食・観光）== <u>大阪（宿泊）</u> 10:00 12:00 14:00 16:00
	【3日目】 ホテル === 対象府県（昼食・観光）=== 対象府県 10:00 12:00 14:00 16:00

⑧-1. 1泊目：大阪、2泊目：兵庫の場合⇒ 1泊目のみ**対象**

プランA 【1日目】 対象府県 == 対象府県（昼食・観光）===== <u>大阪（宿泊）</u> 10:00 12:00 17:00 19:00	プランB 【2日目】 ホテル === 対象府県（昼食・観光）===== <u>兵庫（宿泊）</u> 10:00 12:00 14:00 16:00
	【3日目】 ホテル === 対象府県（昼食・観光）===== 対象府県 10:00 12:00 14:00 16:00

⑧-2. 1泊目：京都、2泊目：大阪の場合⇒ 2泊目のみ**対象**

プランA 【1日目】 対象府県 === 対象府県（昼食・観光）===== <u>京都（宿泊）</u> 10:00 12:00 17:00 19:00	プランB 【2日目】 ホテル === 対象府県（昼食・観光）===== <u>大阪（宿泊）</u> 10:00 12:00 14:00 16:00
	【3日目】 ホテル === 対象府県（昼食・観光）===== 対象府県 10:00 12:00 14:00 16:00

※2連泊で宿泊地が異なる府県となる場合は、**大阪府内の宿泊に紐付く日程部分のみ**キャンペーンの対象とする。

（ただし、交通手段を含む旅行など旅行代金を明確に分割できない場合は対象外）

※⑧の2泊3日プランにおける実績報告時の注意点は、3.実績報告及び精算（1）実績報告【②日程表】の項（P41）ご参照ください。

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

STEP1

宿泊事業者

プラン作成（条件・注意点）

下記①～⑨をご確認のうえ、プランを作成してください

① キャンペーン 名の明記	プラン名称に本キャンペーン名「大阪いっしょい2022」を入れるとともに、利用者へ本キャンペーンの対象商品であることを分かりやすく明示すること。
② OTA経由の 予約	・OTA（インターネット上だけで取引を行う旅行事業者）による宿泊又は日帰りプランの予約は「現地決済プラン」のみ対象とする。また、サイト上で予約時に「キャンペーン利用規約」について事前確認できるようにすること。
③ 代金設定	・一人当たりの宿泊(利用)代金として設定できるプランであること。 ※割引前と割引後の宿泊(利用)代金を明確に記載すること。 ・一人一泊（一回）当たり2,000円(税込)以上のプランであること。
④ 重複割引 について	・販売元（OTA含む）が提供するポイントサービスや、株主優待券、企業の福利厚生の割引券や互助組合などで利用される補助金など各種割引の利用が予め確認できる場合、その割引適用後の宿泊(利用)代金を本キャンペーンの対象基準金額とする。 【例】8,500円の宿泊プランに対し、利用者が3,000円相当のホテルポイントを支払い時に利用する場合、 $8,500円 - 3,000円 = 「5,500円」$ がキャンペーン対象金額となり、宿泊・旅行割引2,500円と付与クーポン2,000円となる
⑤ 利用回数	・利用回数の制限は無し。 ただし、本キャンペーンの対象となるプランについては、同一日に複数回の利用は不可とする。
⑥ 宿泊・日帰り プランの条件	1. 宿泊プラン ・連泊の場合は2泊までを対象とする。 2. 日帰りプラン ・客室の時間貸しみのみのプランや食事のみのプランは不可とするが、客室の時間貸しと昼食を組み合わせるなどした複合手配のプランは対象とする。
⑦ 各種利用券付き プランについて	・各種利用券付プランを設定する場合は下記を条件とする。 ①各種利用券が旅行期間中のみ有効であり、かつ換金性が無いこと。 ②各種利用券が「自店のみ」、「自店・他店共通」、「他店のみ」、いずれの場合においても、付与可能な上限額は、宿泊（利用）代金から割引額とクーポン付与額を差し引いた金額を上回らない金額とする。また、各種利用券を付与した後、宿泊（利用）代金が「実質無料」や「ゼロ円以下」を謳うことは不可とする。 ③各種利用券が「他店」の場合「他店」については下記を参照しプラン設定すること。 ◆クーポン加盟店舗を推奨とする。 ◆業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守している施設であること。
⑧ 代金に含めら れないもの	・金券類などの換金性の高いもの ※QUOカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券など ・宿泊（利用）当日に発生する追加手配に伴う代金 ・その他、事務局が対象商品として適切でないと判断するもの
⑨ その他	・風俗営業法の許可を受けている施設をプランに利用することは不可とする。 ただし、主として観光客を対象に営業する施設であり、事務局による事前の承諾を受けている場合は、その施設をプランに利用することができる。 ・不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）、旅館業法等などの法令や公序良俗に反しないものであること。 ・利用者が現住所としている宿泊施設の利用については本キャンペーンの対象外とする。

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

STEP 2

旅行事業者

宿泊事業者

利用者からの申し込み受付
利用規約の確認

●利用規約について

- ・大阪いらしゅいキャンペーン2022の利用について定めるものです。
 - ・旅行利用者全員に同意を頂いた上でのキャンペーン申し込みとなる為、代表者だけでなく全ての利用者への周知をお願いします。
- なお利用規約記載事項に関する、旅行利用者と旅行事業者及び宿泊事業者間に生ずるトラブルについては、当事務局は一切関与しかねますので予めご了承ください。

1. 「大阪府民、滋賀県民、京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民」
のいずれかであること

- ・本キャンペーン適用プランの対象者全員が大阪府民、滋賀県民、京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民であることを必ずご確認ください。
 - ※ただし、学校等の活動に係るツアーや宿泊サービス（例：遠足・修学旅行）に参加する学生及びその引率者については、学校の所在地が大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県のいずれかであれば、キャンペーンの対象者とする。
- （旅行事業者は添乗員/幹旋員ありの場合は旅行当日（旅行1日目）に、添乗員/幹旋員なしの場合は旅行出発までに確認。宿泊事業者は当日チェックイン時に確認）
- ・旅行当日においては、本人確認書類をお忘れにならないようにお伝えください。
- ※旅行当日に上記対象府県民でないことが発覚した場合、本キャンペーン適用となりません。そのため、旅行者にあらかじめ本キャンペーン適用要件を周知ください。（本人確認書類を忘れた場合も同様）

2. ワクチン接種歴等の確認について

※詳細確認手順はP26～P27をご確認ください。

3. 旅行当日に健康管理チェックシートによる体調管理を行うこと

- ・旅行当日に4項目の健康チェックの実施が必要である旨、周知ください。
- ※旅行当日に健康チェック上の問題があった場合、キャンペーン適用となりません。旅行者にあらかじめキャンペーン適用要件を周知ください。

4. 新型コロナウイルス感染防止対策・新しい旅のエチケットを徹底すること

- ・「新しい旅のエチケット」に関する事項を遵守していただくように周知ください。
- ・国の接触確認アプリや府の追跡システムを利用するように周知ください。

5. キャンペーン利用上の注意事項および禁止事項について

- ・記載の事項のご説明をお願いします。
- ・regionPAY及びおおさかPAYの概要については別紙regionPAY管理画面操作マニュアルをご参照ください。

※利用規約書面の印刷方法について

- 利用規約については、キャンペーンサイト

<https://osakairasshai.start.osaka-info.jp/>

またはregionPAY管理画面よりダウンロードし印刷してください。（両面印刷）

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

STEP 2

旅行事業者

宿泊事業者

利用者からの申し込み受付
利用規約の確認（見本／表面）

キャンペーン参加の利用者へ、当書面を手交するなどにより、必ず内容について周知いただきますようお願いいたします。

【必ずお読みください】

第二稿

※旅行事業者・宿泊事業者は、本キャンペーンの利用者全員に当書面のお渡し等により内容を予め周知ください。

【大阪いっしょいキャンペーン2022 利用規約（表面）】

本規約は、大阪府・大阪市・大阪観光局が実施する「大阪いっしょいキャンペーン2022」の利用について定めるものです。利用者は、本規約内容を十分に理解し、本規約に同意した上で本キャンペーンの申込みをするものとします。

1. 本キャンペーンの対象者は、「大阪府民、滋賀県民、京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民」のいずれかであること

※ただし、学校等の活動に係るツアーや宿泊サービス（例：遠足・修学旅行）に参加する学生及びその引率者については、学校の所在地が、大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県のいずれかであれば、キャンペーンの対象者とする。

- 利用者は、旅行事業者又は宿泊事業者に対して大阪府民、滋賀県民、京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民のいずれかであることが確認できる書類を提示すること。
（団体旅行の場合は旅行契約責任者が必要書類を予め取りまとめること）
- 旅行事業者への申込みの場合は、申込みから出発前までに提示が必要。
宿泊事業者への申込みの場合は、旅行当日チェックイン時に提示が必要。
- 本人確認書類については旅行期間中携行すること。

・本人確認書類例：マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、パスポート、障がい者手帳、在留カード、その他氏名と現住所が確認出来る公的書類

※利用者がキャンペーン適用の要件を満たさないに伴い、旅行事業者及び宿泊事業者の規定に基づく取消料や割引差額が発生した場合については、利用者の負担とする。

2. ワクチン接種歴等の条件を満たしていること

- 利用者は下記条件を満たすこと。
 - ワクチン接種歴（3回）又はPCR検査等（※）で陰性であることが確認できた方
※PCR検査の他、抗原（定量・定性）検査が対象
 - 12歳未満の子どもは同居の保護者が同伴の場合は不要 ※感染状況により変更する場合あり
 - 学校等の活動に係るツアーや宿泊サービス（例：遠足・修学旅行）については、検査を省略し参加可能
ただし、引率者は、ワクチン接種歴（3回）又はPCR検査等での陰性が確認できることが必要
※詳細については、本キャンペーンサイトの「キャンペーンにおけるワクチン接種歴等の確認について」を参照
<https://osakairasshai.start.osaka-info.jp/vaccine/>
- 利用者は、旅行事業者又は宿泊事業者に対して上記2.(1)の条件を満たしていることが確認できる下記書類のいずれかを提示すること。（団体旅行の場合は旅行契約責任者が必要書類を予め取りまとめること。）
 - 接種済証又は接種記録書（ワクチンを3回接種済であることが確認できるもの。コピー・写真・アプリ可。）
 - PCR検査等で陰性であることが確認できた検査結果通知（陰性証明書は不要。コピー・写真・結果通知メール可。）
※PCR検査・抗原定量検査：旅行・宿泊開始日の前日から起算して3日以内のもの
※抗原定性検査（簡易キット）：旅行・宿泊開始日の前日から起算して1日以内のもの
- 旅行事業者への申込みの場合は、申込みから出発前までに提示が必要。
宿泊事業者への申込みの場合は、旅行当日チェックイン時に提示が必要。
- ワクチン接種歴等の書類については旅行期間中携行すること。

3. 旅行当日に健康管理チェックシートによる体調確認を行うこと

（健康管理チェックシートは旅行・宿泊当日に記入）

- 本日から遡り7日以内に、37.5℃以上の発熱がありましたか？
- のどの痛み、風邪の症状（くしゃみや咳が出るなど）、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさはありますか？
- 同居家族や身近な知人が新型コロナウイルス感染症に感染している、もしくは感染の疑いがある方がいますか？
- 過去7日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航、もしくは当該在住者との濃厚接触はありましたか？

※旅行当日上記に該当する場合は、キャンペーンの対象にならない。またそれに伴い、旅行事業者及び宿泊事業者の規定に基づく取消料や割引差額が発生した場合については、利用者の負担とする。

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

STEP 2

旅行事業者

宿泊事業者

利用者からの申し込み受付 利用規約の確認（見本／裏面）

【大阪いっしょいキャンペーン2022 利用規約（裏面）】

4. 新型コロナウイルス感染防止対策・新しい旅のエチケットを徹底すること

- (1) 旅行時は毎朝検温等の体温チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、保健所の指導に従うこと。また、スマートフォンを利用されている方は国の接触確認アプリや府の追跡システムを利用すること。
- (2) 旅行中には、「新しい旅のエチケット」を実施すること。宿泊施設のみならず、旅先のあらゆる場面で3密が発生する場や施設等は回避し、大声を出すような行為もしないこと。
- (3) 宿泊施設等では、チェックイン時の検温、旅行者の本人確認、浴場や飲食施設での3密対策の徹底、食事の際の3密の回避等が本キャンペーンの参加条件となる。
- (4) 検温の際、37.5℃以上の発熱がある場合には、各施設が定める客室等に待機し、保健所の指示を仰ぐこと。これら宿泊施設等の従業員の指示には必ず従うこと。
- (5) 若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般にリスクが高いと考えられているため、実施する場合には、確実な感染防止対策が講じられることを前提に、適切な旅行をすること。
- (6) その他、国や府、利用施設等の感染防止対策要請に従うこと。

5. キャンペーン利用上の注意事項および禁止事項

- (1) 旅行事業者や宿泊事業者が居住地の確認を行う際、居住地が確認できない方はキャンペーンの対象とならない。
- (2) 同行者等が**大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県以外の居住者**であることが発覚した場合、同行者の付与クーポンの返還及び割引適用外の料金を支払う必要がある。
- (3) **大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県内の居住者**のなりすまし、居住地確認書類の貸し借り、虚偽の申告があった場合は、不正受給として付与クーポン及び割引分を返金する必要がある。また詐欺罪に問われる可能性がある。
- (4) 利用者が現住所としている宿泊施設の利用については、本キャンペーンの対象外とする。
- (5) 本キャンペーン利用において不正利用の疑義があり、事務局が旅行事業者や宿泊事業者等より個人情報などの提供を受けて調査を行った場合、これに応じること。
- (6) 利用者がキャンペーン適用の要件を満たさないことに伴い、旅行事業者及び宿泊事業者の規定に基づく取消料や割引差額が発生した場合については、利用者の負担とする。
- (7) 新型コロナウイルスの感染拡大等により本キャンペーンの一時停止や中止が生じた場合において、旅行事業者及び宿泊事業者から規定の取消料が発生した場合については、利用者の負担とする。
- (8) 利用者と旅行事業者及び宿泊事業者間に生ずるトラブルについては、本キャンペーン事務局は一切関与しない。
- (9) 本キャンペーンで付与されるクーポン利用の際は、region PAYアプリをダウンロードのうえ、おおさかPAYアプリを選択して利用すること。
(「おおさかPAY」とはregion PAYのアプリを活用し、有効期間内にクーポン加盟店舗のみで使える決済アプリです。)
- (10) クーポンの盗難・紛失等によるトラブルに対し本キャンペーン事務局は一切の責任を負わない。
- (11) クーポンと現金との交換はできない。また第三者への譲渡・転売は禁止とする。
- (12) クーポンで購入した商品・サービスに対する返品および返金はできない。
- (13) その他、本キャンペーン事務局が不適当と判断した行為は、本キャンペーンの対象外とする。

◆クーポンを利用する際のアプリ「region PAY」と「おおさかPAY」の利用規約は右のQRからご確認をお願いします。

※スマートフォンをお持ちでない場合や、アプリをご利用いただけない場合は紙クーポンのご利用も可能です。（利用店舗の制限あり）

◆ region PAY
利用規約



◆ おおさか PAY
利用規約



2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

STEP 2

旅行事業者

宿泊事業者

利用者からの申し込み受付 利用規約の確認（見本／旅のエチケット）

「新しい旅のエチケット」について、利用者へ周知し、徹底いただくようご案内ください。

「新しい旅のエチケット」



●新しい旅のエチケットについては、本キャンペーンHPまたは観光庁HPでご確認下さい。

＜大阪いらしゅいキャンペーンホームページ＞

<https://osakairasshai.start.osaka-info.jp/>

＜観光庁ホームページ＞

https://www.mlit.go.jp/kankocho/traveletiquette/index.html?gclid=EAIaIQobChMIX_X31_fk9AIVijMqCh11-gu3EABwEAYASAAEgJGzVD_

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

STEP 2

旅行事業者

宿泊事業者

利用者からの申し込み受付
各種書面の確認・配布・回収

下記手順をご確認の上、各種書面の確認・配布・回収を実施して下さい。

旅行事業者

宿泊事業者

実施事項	実施のタイミング
●対象府県民確認 (大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県) ●ワクチン接種条件の確認 (ワクチン3回接種またはPCR検査等で陰性確認)	旅行事業者：旅行出発時に目視確認 宿泊事業者：チェックイン時に目視確認
●クーポン配布 ●参加同意書回収	旅行事業者：旅行出発時に配布/回収 宿泊事業者：チェックイン時に配布/回収

旅行事業者

実施事項	実施のタイミング (事前での確認の場合)
●対象府県民確認 (大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県) ●ワクチン接種条件の確認 (ワクチン3回接種またはPCR検査等で陰性確認)	事前(出発時まで)に参加者全員分を目視確認 ただし、PCR検査等の陰性確認を行う場合は旅行開始時点で有効な検査結果を目視確認
●クーポン配布	事前（出発時まで）に旅行代表者に配布 (他の参加者へは旅行代表者より当日配布)
●参加同意書回収	旅行代表者が参加者全員分を回収し、旅行終了後1週間以内に、旅行代表者が旅行事業者へ提出

※ 旅行出発時の確認は添乗員/幹旋員が対応を行う

※ 対象府県民（大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県）であることの確認書類とワクチン接種歴の確認書類については、旅行期間中必ず携帯頂くよう利用者へ案内して下さい（コピー可）

- 対象府県民確認書類（本人確認書類）
例：マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、パスポート、年金手帳、障がい者手帳、在留カード、その他氏名と現住所が確認出来る公的書類
(マイナンバーカード引換え前の通知書や公共料金の支払証明書は不可)
- ワクチン接種歴等の確認については次項参照ください

※ 団体旅行の場合は、旅行参加者の代表者（幹事）から参加者全員分の書類を事前に確認することも可能です

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

STEP 2

旅行事業者

宿泊事業者

利用者からの申し込み受付
ワクチン接種歴等の確認

キャンペーンにおけるワクチン接種歴等の確認について

- ✓ ワクチン接種歴（3回）又はPCR検査等（※）で陰性であることが確認できた方
※PCR検査の他、抗原（定量・定性）検査が対象

<接種済証>

新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証(臨時接種)
Certificate of Vaccination for COVID-19

あなたの接種券番号:

3回目 接種年月日	氏名	厚生 太郎
年	住 所	〇〇県〇〇市〇〇 999-99
月	生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日 生
日		

〇〇県〇〇市長

【確認のタイミング】

- 旅行出発時
- 宿泊施設へのチェックイン時

【必要書類】

- 接種済証又は接種記録書（コピー、写真・アプリ可）
- PCR検査等結果通知（メール等の結果通知、コピー・写真可）

新型コロナウイルスワクチン1、2回目接種記録

接種年月日	1回目	2回目
年	年	年
月	月	月
日	日	日
Lot No.		

※ *が印字された部分の記録については、別途、当該接種の実施者から発行された接種済証、接種記録書、接種証明書等によって証明されます。

《詳細》

- ✓ 参加時にワクチン接種歴（3回）、又はPCR検査等で陰性が確認できた方

- 12歳未満の子どもは同居の保護者が同伴の場合は不要
※感染状況により変更する場合あり

- 学校等の活動に係るツアーや宿泊サービス（例：遠足・修学旅行）については、検査を省略し参加可能
ただし、引率者は、ワクチン接種歴（3回）又はPCR検査等での陰性が確認できることが必要（留意点）

・マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証等により本人確認を実施します。

シールを貼ったこの部分を掲示ください

キャンペーンにおけるPCR検査・抗原（定量・定性）検査の確認について

PCR検査等による陰性結果の提示にかかる留意点

- ✓ PCR検査等の陰性結果通知（検査機関が発行した結果通知が必要）

※市販の検査キット（セルフチェック）は対象外

【PCR検査等の有効期限】

- PCR検査・抗原定量検査：旅行・宿泊開始日の前日から起算して **3日以内**のもの
- 抗原定性検査(簡易キット)：旅行・宿泊開始日の前日から起算して **1日以内**のもの

<例：宿泊日が6月1日の場合>

検査日	4日前 (5月28日)	3日前 (5月29日)	2日前 (5月30日)	1日前 (5月31日)	宿泊日 (6月1日)
PCR検査等	検査結果（対象外期間）	検査結果（対象期間）			
抗原定性検査	検査結果（対象外期間）			検査結果（対象期間）	

【検査結果に掲載が必要な項目】

- ① 受検者氏名
- ② 検査結果
- ③ 検査方法
- ④ 検査所名
- ⑤ 検体採取日
- ⑥ 検査管理者氏名
- ⑦ 有効期限

→以上の項目を含む検査結果通知書が必要

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

STEP 2

旅行事業者

宿泊事業者

利用者からの申し込み受付
ワクチン接種歴等の確認

PCR等の無料検査を受ける際の注意点について

無料検査の注意点

対象者

下記のすべてに該当する方

- **大阪府内**に在住の方
- **無症状者**であって、新型コロナ患者との**濃厚接触の可能性がない者**
- **感染の不安**がある方

✓・検査方法と有効期限について、PCR検査等・抗原定量検査は検体採取日から3日、抗原定性検査（簡易キット）は検体採取日から1日

✓身分証明書の提示が必要
（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、学生証 等）

✓15歳以下の方については、保護者等の同伴、18歳未満の方については、保護者等の同意が必要
※検査申し込み時に保護者氏名、受検者との続柄、電話番号、メールアドレスの記入が必要

✓検査で陽性になった場合は、速やかに医療機関を受診し、確定診断を行うこと

✓検査結果が陽性であった場合は大阪府より医療機関への受診状況の確認を行う場合がある

【無料検査実施事業者リスト】

<https://pref-osaka.viewer.kintoneapp.com/public/0ea753fc65f8f3d36bd2569b44734e71#/>

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

STEP 4

旅行事業者

宿泊事業者

クーポン・参加同意書 手交

下記内容に留意のうえ、クーポンの手交を行ってください。

- ①クーポン・同意書は、なるべくお渡しの直前に印刷してください。
- ②旅行者名（もしくは団体名）を確認のうえ手交ください。
- ③アプリのダウンロードとチャージ方法についても可能な限りご案内ください。



この度はご利用いただき、ありがとうございます

紙
クーポン

このクーポンをお店に提示してください

施設名／事業者名	〇〇ホテル
ご利用者様	山田 太郎 様（摘要）
クーポン金額	2000円
有効期間	2022年●月●日 23:59まで
チャージコード	XXXXX-XXXXX-XXXXX-XXXXX

※店舗様へ：左記QRが読み取れない場合は、チャージコードを管理画面
 ※クーポンは、旅行開始日から1週間又はキャンペーン期間最終日翌日の

旅行事業者名などクーポン発行元の事業者名が印字される

電子
クーポン

「region PAY」アプリをダウンロードして、
 「おおさかPAY」にチャージしてご利用ください

1 「region PAY」アプリで左上のQRを読み取ってください。

紙クーポンとして利用した場合は、残額のアプリへのチャージはできません。
 おおさかPAYをアプリにチャージした場合は、紙クーポンとしての利用はできません。
 ※左上のQRが読み取れない場合は、アプリよりチャージコードを入力してチャージしてください。

2 アプリでチャージ金額を確認

チャージする金額を確認し、チャージボタンを押してください。

3 「大阪いらしやいキャンペーン2022」のクーポン加盟店舗で利用

お店のQRを読み取って決済を行ってください

region PAYアプリは下記QRを読み取ってダウンロードしてください。



https://osakairassha.start.osaka-info.jp/

【おおさかPAYキャッシュレスポイント
 読み込み用QR】

②アプリ内にてQRを読み込みキャッシュ
 レスポインをチャージ

【regionPAY
 アプリダウンロード用QR】
 ①アプリをダウンロード

大阪いらしやいキャンペーン2022事務局
 利用者向け電話番号 ☎ 06-7167-6921 受付時間 10時～19時（土日祝も受付）

お問い合わせ番号
 1234567

備考

（1枚目：クーポン）

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

STEP 4

旅行事業者

宿泊事業者

クーポン・参加同意書 手交

下記内容をご確認のうえ、必ず利用者全員分の参加同意書を回収してください。

- ・必要項目全てにチェックがあるかの確認。
- ・全員への本人確認。
- ・ワクチン接種歴（3回）又はPCR検査等での陰性確認。
- ・利用者住所/利用者署名欄への署名確認。

※旅行参加者の代表者に手交を依頼する場合は、上記確認事項を説明のうえ、参加同意書の回収を依頼してください。

大阪いっしょいキャンペーン2022 参加同意書
※記入後は、同意書を記載した宿泊事業者用紙、旅行事業者用紙へお渡しいたください。

※下記条件を満たさない場合は本キャンペーンの適用外となります。
それにより旅行事業者及び宿泊事業者からの規定の取消料や割引差額が発生した場合には、利用者の負担となります。

1.「大阪いっしょいキャンペーン2022利用規約（以下規約）」の内容を理解し同意しますか？
 (1) 大阪府民・富泉郡民・京都市民・兵庫県民・奈良県民・和歌山県民のいずれかであること
 ただし、学校の運動会等ツアーや宿泊サービス（例：遠足・修学旅行）（以下、「学校行事」という。）に
 参加する学生及びその引率者については、学校の所在地が、大阪府・富泉郡・京都市・兵庫県・奈良県・和歌山県
 のいずれかであれば、キャンペーンの対象者とする。
 (2) ワクチン接種歴等の条件を満たしていること
 (3) 旅行当日に健康管理チェックシートによる体調確認を行うこと
 (4) 新型コロナウイルス感染症は対策・新しい形のエチケットを徹底すること
 (5) キャンペーン利用上の注意事項および禁止事項
 ※旅行事業者、宿泊事業者、キャンペーン48などで「大阪いっしょいキャンペーン2022利用規約（本文）」を事前に通知されているものとします

☐ 同意する

2. 健康管理チェックシート
 (1) 本日から前日7日以内は、37.5度以上の発熱がありましたか？
 (2) のどの痛み、肩のこり、くしゃみや咳が出るなど、強いだるさ、倦怠感や意識しなさはありましたか？
 (3) 同級生や身近な人が新型コロナウイルス感染症に感染している、もしくは感染の疑いがある方がいますか？
 (4) 過去7日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航、
 もしくは当該在住者との濃厚接触はありましたか？

☐ はい ☐ いいえ

3. 大阪府民・富泉郡民・京都市民・兵庫県民・奈良県民・和歌山県民のいずれかであることの確認書類の提示
 ※本人確認書類：マイナンバーカード、運転免許証、通知簿、住民票、健康保険証、パスポート、顔がわかる写真、
 在留カード、その他氏名と住所が確認できる公的書類
 ※旅行事業者等に提示済みの場合は右欄の「イ」のみを行う
 ※学校行事に参加する学生及びその引率者については、
 右欄の姓・名・住所、氏に記入し、学校の所在地が該当する場合は「イ」を行う

☐ 私は大阪府民・富泉郡民・京都市民・兵庫県民・奈良県民・和歌山県民です

4. ワクチン接種歴などの確認
 (1) ワクチン接種歴（3回）又はPCR検査等（※）で陰性であることが確認できた方
 (2) ワクチン接種歴（3回）又はPCR検査等（※）で陰性が確認できる引率者と同行し、学校行事に参加する学生
 （※記号が学校の場合にのみ）
 (3) 12歳未満の子どもは、同席の保護者が同行の場合は不要 ※感染状況により変更する場合あり
 (※) PCR検査の他、抗原（定性・定性）検査が対象です
 ・PCR検査・抗原定量検査（旅行・宿泊開始日の前日から起算して3日以内に陰性であること）
 ・抗原定性検査（簡易キット）（旅行・宿泊開始日の前日から起算して1日以内に陰性であること）

☐ 左記に該当します

5. キャンペーン適用明細
 ご利用者様：山田太郎（様）
 旅行代金 9,000円
 割引金額 4,500円
 旅行日程：2022-06-01～2022-06-05
 お問い合わせ番号：00000-0000000000

支払
クーポン

6. 利用者住所および署名
 ※凡例の場合保護者代筆用
 ※学校行事に参加する学生及びその引率者については、「利用者住所」に学校の所在地を記入してください。

利用者住所：
利用者署名：

発行事業者名は自動印字

発行事業者名：0000000000 / 0000000000
 学校名：
 担当者名：
 学校関係者名：

※マニュアルにない実績報告時に当票を事務局にご送付ください。

この欄**全て**にチェックがある場合のみキャンペーン対象

※記入漏れがないことを確認する

1か所でも「☐はい」にチェックがある場合はキャンペーン対象外

団体の場合でも**利用者全員分の本人確認**が必要

本人確認及びワクチン接種歴（**3回**）又はPCR検査等（**※**）での陰性確認が必要
 ※旅行当日において有効な結果であること

利用者住所/利用者署名は各自にて署名が必要

クーポンを発行した宿泊/旅行事業者のご担当者名を記入
 ※ゴム印押印でも可

（2枚目：参加同意書）

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

STEP4

旅行事業者

宿泊事業者

クーポン・参加同意書 手交

学校行事に限り、下記の同意書の取り扱いフローも可とします

<学校行事に係る対象条件について>

◎学校等の活動に係るツアーや宿泊サービスに参加する学生及びその引率者については、
学校の所在地が「大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県」のいずれかであれば
キャンペーンの対象者とする。

◎引率者はワクチン接種歴（3回）又はPCR検査等での陰性が確認できること。
※学生は省略可。

◎旅行申込者が学校の場合に限る

◆学校とは

幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、
中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう

（学校行事の例）

修学旅行	校外学習 （遠足・社会科見学）	クラブ活動	PTA・こども会
ワクチン接種歴（3回）又はPCR検査等の確認が 不要			必要

<学校行事における同意書の取り扱いフロー>

1. **【取扱い事業者（旅行事業者または宿泊事業者）】（宿泊・旅行前）**

→ 旅行当日までに当書面を学校へお渡し

2. **【学校（利用者）】（宿泊・旅行前）**

→ 「事前記入可（次ページ参照）」となっているところを記入し、取扱い事業者に返却

3. **【取扱い事業者】（旅行当日まで）**

→ 宿泊事業者（OTA含む）取扱い分：宿泊事業者がチェックイン時に利用者に手交

旅行事業者取扱い分：旅行当日受付時に添乗員又は幹旋員が持参し手交

もしくは事前に学校関係者（引率者）へ手交（旅行当日に学校関係者（引率者）から学生へ手交）

→ 手交した取扱い事業者または学校関係者（引率者）が健康管理チェックシート項目について確認

※取扱い事業者が学校関係者（引率者）に確認を依頼する場合は必ず確認方法を周知すること

※以降は通常フロー同様となるため、本マニュアルをご参照ください。

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

STEP4

旅行事業者

宿泊事業者

クーポン・参加同意書 手交(学校行事の場合)

学校行事の際の同意書回収については、下記内容を参照ください。

大阪いっしょいキャンペーン2022 参加同意書
※記入後は、同意書を配布した宿泊事業者様、旅行事業者様へお渡しください。

※下記条件を満たさない場合は本キャンペーンの適用外となります。
それにより旅行事業者及び宿泊事業者からの規定の取消料や割引差額が発生した場合には、利用者の負担となります。

1.「大阪いっしょいキャンペーン2022利用規約(以下協約)」の内容を理解し同意しますか？
(1)大阪府民・滋賀県民・京都府民・兵庫県民・奈良県民・和歌山県民のいずれかであること
ただし、学校等の活動に係るツアーや宿泊サービス(例：遠足・修学旅行)以下、「学校行事」という、に参加する学生及びその引率者については、学校の所在地が、大阪府・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県のいずれかであれば、キャンペーンの対象者とする。
(2)ワクチン接種歴等の条件を満たしていること
(3)旅行当日に健康管理チェックシートによる体調確認を行うこと
(4)新型コロナウイルス感染症防止対策・新しい旅のエチケットを徹底すること
(5)キャンペーン利用上の注意事項および禁止事項
※旅行事業者、宿泊事業者、キャンペーン開始まで大阪いっしょいキャンペーン(協約)を事前に周知されているものとします

☐ 同意する

2.健康管理チェックシート
(1)本日から起算7日以内に、37.5以上の発熱がありましたか？
(2)のどの痛み、風邪の症状(くしゃみや咳が出るなど)、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさはありますか？
(3)同居家族や身近な知人が新型コロナウイルス感染症に感染している、もしくは感染の疑いがある方がいますか？
(4)過去7日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航、もしくは当該在住者との濃厚接触はありましたか？

☐ いいえ ☐ はい
☐ いいえ ☐ はい
☐ いいえ ☐ はい
☐ いいえ ☐ はい

3.大阪府民・滋賀県民・京都府民・兵庫県民・奈良県民・和歌山県民のいずれかであることの確認書類の提示
本人確認書類：マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、パスポート、障がい者手帳、在留カード、その他氏名と現住所が確認できる公的書類
※旅行事業者等に提示済みの場合は右欄の✓のみを行う
※学校行事に参加する学生及びその引率者については、右欄の府民、県民を総、府に読み替え、学校の所在地が該当する場合に✓を行う

☐ 私は大阪府民・滋賀県民・京都府民・兵庫県民・奈良県民・和歌山県民です

4.ワクチン接種歴などの確認
(1)ワクチン接種歴(3回)又はPCR検査等(3)で陰性であることが確認できた方
(2)ワクチン接種歴(3回)又はPCR検査等(3)で陰性が確認できる引率者も同行し、学校行事に参加する学生(申込者が学校の場合に限る)
(3)12歳未満の子どもは、同居の保護者が同伴の場合は不要 ※感染状況により変更する場合あり
(4)PCR検査の地、抗原(定量・定性)検査が対象です
※PCR検査・抗原定量検査：旅行・宿泊開始日の前日から起算して3日以内に陰性であること
※抗原定性検査(簡易キット)：旅行・宿泊開始日の前日から起算して1日以内に陰性であること

☐ 左記に該当します

5.キャンペーン適用明細

ご利用者様：山田太郎 (旅費)	旅行代金	9,000円
旅行日程：2022-00-00～2022-00-00	割引金額	4,500円
お問い合わせ番号：00000000000000000000	支払い金額	4,500円
	クーポン金額	2,000円

6.利用者住所および署名
※利用者の場合係数倍代金可
※学校行事に参加する学生及びその引率者については、「利用者住所」に学校

利用者住所：大阪府・滋賀県・京都府 / 兵庫県・奈良県・和歌山県
利用者署名：(本人署名)

発行事業者名は自動印字

発行事業者名：おおよそPAY宿泊事業者 株式会社 学校行事の場合のみ記入
担当者名：クーポンを発行した宿泊 / 旅行事業者のご担当者名
※マニュアル ※ゴム印押印でも可

学校関係者(引率者)の学校名
学校関係者(引率者)名

この欄**全て**にチェックがある場合のみ
キャンペーン対象

※1か所でも記入漏れがあった同意書については補助対象外

1か所でも「☐はい」にチェックがある場合は補助対象外

※「いいえ」と「はい」両方にチェックがされているなどの記入間違いにも注意

事前記入可

<引率者>
本人確認及びワクチン接種歴(3回)又はPCR検査等(※)での陰性確認が必要
※旅行当日において有効な結果であること

<学生>
全員「該当します」にチェック

事前記入可

利用者住所欄：学校所在地(ゴム印可)を記載
利用者署名欄：署名(直筆)

同意書回収時及び実績報告時においても上記事項に
チェック漏れがないようにご注意ください

(2枚目：参加同意書)

※記入必須
ゴム印押印でも可

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

STEP 4

旅行事業者

宿泊事業者

クーポン・参加同意書 手交

キャンペーンの条件を満たさない利用者への対応については、下記のとおりご対応ください。

キャンペーンの条件を満たさない利用者がいた場合

このような場合は？

①対象府県民（大阪府民、滋賀県民、京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民）では無かった場合

→キャンペーン対象外となる為、**宿泊割引及びクーポンのお渡しは出来ません**

②本人確認書類、ワクチン接種歴等の確認書類の持参を忘れた場合

→キャンペーン対象外となる為、**宿泊割引及びクーポンのお渡しは出来ません**

※宿泊施設滞在中にご家族などから追ってお送りいただける場合は、確認が取れ次第クーポンをお渡しください。

③健康管理チェックシートにて該当がある場合

→キャンペーン対象外となる為、**宿泊割引及びクーポンのお渡しは出来ません**

宿泊受け入れの可否については、宿泊施設の規定に基づいて利用者に伝達のうえご対応ください。

④ワクチン未接種または陰性確認が出来ない人（条件を満たさない人）が本キャンペーン対象の同行者と同じ旅行に参加を希望した場合

→感染拡大防止の観点から、条件を満たさない人が同行することは出来ません。**条件を満たさない人が旅行参加を取りやめる**か、またその**グループ全員をキャンペーン対象外**として旅行実施するか、いずれかとなります。（それに伴う取消料、代金変更等は規定通りの収受を行ってください）

※上記の要件にて宿泊される場合、キャンペーン対象外となる為、割引代金ではなくなり差額が発生します。

※当日フロントでの宿泊申し込みの場合

→宿泊事業者による当日直接販売も対象となりますが、キャンペーンの条件を満たさない利用者がいた場合、①～④の対応をお願いします。

2. 旅行事業者・宿泊事業者の対応業務（3）対応フロー

STEP 5

旅行事業者

宿泊事業者

参加同意書 回収・集約

※下記を確認いただき、参加同意書を回収してください

旅行事業者

- ・旅行当日受付時に添乗員又は幹旋員が全員分の参加同意書を回収してください。なお、旅行参加者の代表者等へ手交を依頼した場合は、旅行終了後に利用者全員分の参加同意書を旅行参加者の代表者等から1週間以内に回収してください。
- ・回収済の参加同意書を、その他必要書類と同封のうえ事務局へ送付ください。
※次項「3. 実績報告及び精算」に記載の手順にて対応ください。

宿泊事業者

【利用者から直接予約の場合】※OTA経由の予約を含む

- ・チェックイン時に回収済の参加同意書を、その他必要書類と同封のうえ事務局へ送付ください。
※次項「3. 実績報告及び精算」に記載の手順にて対応ください。

【旅行事業者経由の予約の場合】

- ・利用者からの参加同意書回収は、旅行事業者が行いますので対応不要です。